参考資料2クリーンセンター再整備に関する特別委員会クリーンセンター・環境課令和7年3月7日

クリーンセンター再整備工事の協議の経過報告

1 前回クリーンセンター再整備に関する特別委員会(1月31日)以降の経緯

日付	内容		
1月31日(金)	クリーンセンター再整備工事に関する特別委員会		
2月5日(水)	双方代理人弁護士同席のもと共和化工㈱と協議		
	□ 協議開始日を2月5日とした。		
	□ 一時的な措置として、契約金額・内容を変更せず工期を令		
	和7年3月31日まで延長することとなった。		
2月10日(月)	町から共和化工㈱に次の通知書を送付		
	□ 工期の変更に係る協議開始日について (通知)		
	□ クリーンセンター再整備工事請負契約変更請書(その1)		
	□ 請負代金額の変更に係る協議開始日について (通知)		
	□ 請負代金額の変更の協議にあたり確認させていただきたい		
	視点(通知)		
	□ 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更(通知)		
	□ 工事請負契約に規定する「賃金又は物価変動に基づく請負		
	代金額の変更」についての運用基準等		
2月13日(木)	共和化工㈱打合せ		
	□ 工期の延長協議		
	➡ 令和7年3月31日まで工期を延長する工事請負変更請書		
	(その1) の提出無し。		
	□ 増額工事分の協議		
	→ 各工事における確認点等を協議した。		
	□ スライド額の協議		
	➡ 協議を始めた認識がないとこの場での協議を拒否された。		
	□ 共和化工㈱としては、令和7年3月31日まで工期延長す		
	る協議開始日のみが2月5日という認識であり、町がその認識		

	が出来ないのであれば、代理人弁護士と相談して、何か文書を	
	提出する。	
2月18日 (火)	共和化工㈱から下記の書類が提出される。	
	□ 指定書類の提出について	
	□ 工事請負契約変更請書(その1)	
	□ スライド協議に関する様式集	
	□ その他追加書類	
2月20日(木)	2月20日(木) 第34回定例会議	
	➡ 当日先方の欠席により会議が成立しなかった。	
2月27日(木)	予算特別委員会	
	双方代理人弁護士同席のもと共和化工㈱と協議	
	□ 3月31日までの工期延長についてはお互い了承している。	
	□ 7月31日までの工事請負契約変更請書(その2)を渡し提	
	出するよう求める。	
	→ 提出する方向で検討する。	
	□ 増工事については今回の協議は不調であることを通知す	
	る。ただし、今後も協議はするつもりはある。	
	➡ 通知を受け判断する。	
	□ スライド条項については、2月 18 日に提出された書類が	
	不備であることを通知する。	
	➡ 通知を受け判断する。	
2月28日(金)	2月27日付けで以下の通知をする。	
	□ 賃金又は物価変動に基づく請負代金額の変更について(通	
	知)	
3月3日(月)	第 34 回定例会議	
	→ 工事工程の確認等	
3月5日(水)	□ 工事請負契約変更請書(その2)が提出される。	

2 協議結果

(1) 工期延長

① 当初:令和7年2月28日まで

② 工期の延長

	変更 1	変更 2
工期	令和7年3月31日まで	令和7年7月31日まで
エ期設定の 理由	令和7年度予算が無いため暫定 対応	共和化工㈱の求める工期
変更日	令和7年2月18日 工事請負契約変更請書(その1)	令和7年3月5日 工事請負契約変更請書(その2)

(2) 增減工事

- □ 協議不調
- □ 引き続き協議
- □ 一式の内訳の中の個々の金額が不記載、項目の中で作業員が行う作業の作業人工数、単価が資料からは確認できない、収集運搬費・中間処理費・最終処分費は受託先の料金表での確認が必要等の理由から、客観的かつ公的な金額が提示されているか、町では判断できないため、今回は増減額0円とする。
- □ 請負代金額の変更について(通知)を通知する。

(3) 賃金又は物価変動に基づく請負契約金額の変更

□ 書類の不備

2月5日の協議の際に申し伝えたとおり、スライド協議に関して書面をもって変更を求められたのは令和6年12月25日であるところ、2月10日付け町からの通知を受け提出された様式1の提出日として上記基準日以前の令和6年4月1日に遡った日付が付されており、提出日、請負代金額及び工期の記載に矛盾がみられるため。

□ 令和7年2月27日付け賃金又は物価変動に基づく請負契約金額の変更について(通知)を通知した。